

令和6年（ワ）第5849号 地位確認等請求事件

原告 松竹 伸幸

被告 日本共産党

意見陳述要旨（第3回期日・原告本人）

2024（令和6）年11月14日

東京地方裁判所民事第37部甲合議E係 御中

松竹 伸幸

意見陳述の機会を与えて頂き、ありがとうございます。2つの問題をお話しします。

1 憲法13条のもとでの結社の自由の主体はあくまで個人である

1つは、本日提出されている被告共産党の準備書面についてです。目を通した感想を率直に言わせてもらえば、日本国憲法の全条項を守ることを綱領に掲げている共産党が、この程度の憲法理解の水準でいいのかと感じます。

日本国憲法の人権規定は、裁判官や弁護士を前にして素人の私が口にするのは恥ずかしいですが、13条で明記されているように、国民が「個人として尊重される」ためにつくられたものです。私がかつて学んだ『憲法学読本』（有斐閣）でも、「個人の尊重（13条）の下では、結社の自由の主体はあくまで個人であり、結社そのものではない。結社の活動に憲法上の保護が及ぶとしても、それはあくまで個人の自由を保護するための手段である」と書かれていました。

2 被告は「結社の自由」を結社自体、あるいは結社指導部だけの権利だと捉えている

ところが被告は、「結社の自由」について、もっぱら政党自体、もしくは政党指導部の権利だと捉えているようです。

例えば、私の除名では党の綱領・規約の内容や解釈が問題になっており、私は綱領・規約を一貫して支持する立場を鮮明にしているのですが、準備書面では「被告党に最終的な解釈決定権のある事項」と述べています。ここで書かれている「党」とは、党指導部だけのことを意味しており、綱領と規約を真面目に実践している一人ひとりの黨員にも権利があることは、まったく視野に入っていない

いようです。

また、私は比例代表選挙に立候補する権利を奪われたと主張していますが、被告の準備書面は、「党組織が認めない以上立候補できない」ことをもって「具体的な権利」と言えないと述べています。選挙に立候補することは党員の権利ではなく、「党組織」だけの権利だということです。これほど党員の権利を否定するのは驚くべきことであり、もし他の政党がそんなことを主張したら、党員はいっせいに離反することになるでしょう。

3 憲法学においても政党の除名は処分一般と異なる考え方がされている

さらに、私は第1準備書面において、党規約にある各種の処分のうち、党員の地位を剥奪する「除名」とその他の処分を区別し、除名は「単なる内部問題」ではないとして、「法律上の争訟」に当たると主張しています。除名は、結社から個人を完全に放逐するものであって、個人を結社の自由の主体とする視点からは、他の処分と質的に異なるからです。党規約でも除名は「最高の処分であり、もっとも慎重におこなわなくてはならない」としています。ところが、被告の準備書面はすべての処分を同列に扱っています。

憲法学者の高橋和之氏は、政党の処分問題について、裁判所は政党の自律的決定を尊重すべきとしています。同時に、「除名の場合のように、被除名者が内部の説得等の活動をして支持者を拡大する道を閉ざされてしまっている場合には、除名から生じうる不当な不利益を除去するに必要な限度での介入は許される」（高橋和之『立憲主義と日本国憲法 第6版』有斐閣）とも主張しています。

4 結社の自由には結社自体の自由と個人の結社の自由があるとする樋口陽一氏

私は除名されて以降、何人かの憲法学者にお会いして、この問題での見解を伺いました。樋口陽一氏にお会いするため宮城県仙台市を訪れ、その模様はYouTube動画でも紹介していますが、樋口氏はこの問題について、著作でこう書いておられます。

「国家権力に対抗する権力分立の担い手となるほどまでに結社の現代的役割が期待されている今日、団体自体の自由としての結社の自由（=結社の自由 α ）の意味はそれだけ大きくなっている。しかし他面では、そうであればあるほど、団体に対する個人の自由としての結社の自由（=結社の自由 β ）の側面によって、社会的権力から人権を確保する必要性も大きくなっている。」（「社会的権力と人権」岩波講座『基本法学 6—権力』）

結社の自由には2種類があるという認識です。団体自体の自由、そして団体に対する個人の自由の2種類です。樋口氏は、国家権力に対抗するためには、団体

としての政党の結社の自由は大事だと考えているのです。しかし同時に、政党がそのような役割を果たそうとすればするほど、個人の結社の自由も大事だということなのです。

5 除名は個人の結社の自由を奪い去るものである

私はこの指摘の大事さを実感できます。私が党綱領を守りつつ豊かな解釈を提起したのも、共産党が国家権力に対抗できる役割をさらに発揮できるように願ってのことでした。そのような努力をする党員を除名によって放逐するような組織になってしまえば、国家権力に有効に対抗できないだろう。そういう指摘だと思うからです。

党指導部には綱領・規約の最終的な解釈権は存在するでしょう。しかし、党員の権利を認めないまま指導部の権利だけを言いつのるのは、憲法の「結社の自由」からかけ離れた考え方です。除名は党員の結社の自由を完全に奪い去るものです。被告には是非、結社の自由に関する憲法の常識的な理解に立ってほしい。そのことを切に願います。

6 除名後に加えられた「破壊」「かく乱」「党攻撃のための分派活動」などの名誉毀損

本日お話ししたいことの2つ目です。裁判の争点の1つである名誉毀損の問題ですが、原告の主張の法的なことについては、本日の訴状変更の申し立て書、これから行われる弁護人の意見陳述で尽きていますので、私は、先ほど述べた「結社の自由」に関する被告の理解と関連づけて、この問題にふれたいと思います。

昨年1月に『シン・日本共産党宣言』という本を刊行した直後、共産党の「しんぶん赤旗」で私に対する批判が加えられましたが、それは党綱領と規約に関する私の理解が正しくないというものでした。批判の内容は受け入れられませんでした。理論的な批判でした。

けれども、わずか2週間ほどであっさりと除名され、私が規約にもとづく党大会での再審査を求めるようになると、その批判が名誉毀損へと変質していきました。私が党を「破壊」しているとか「かく乱」しているとか、あるいは「党攻撃のための分派活動」であるとか、そういう種類のものになっていき、今年1月の党大会まで1年にわたってくり広げられたのです。

7 私は権力とは結託しないどころか、権力に対抗する党を発展させたいと願った

あるいは、私はこの訴訟とは別に、先月、党の市田忠義副委員長、伊藤岳参議

院議員をそれぞれ東京地裁、さいたま地裁に提訴しました。そこでは、彼らが演説会で私に対して「完全に権力の側にとりこまれている」などと発言していることについて、名誉毀損が成立すると主張しています。

「破壊」という言葉での批判は、「破壊活動防止法」が暴力主義的な行動を対象としていることから、暴力など強制力を使った行為まで連想させます。しかし私は、党を「破壊」する意図をもったことさえありません。私は権力と結託したことはなく、私が人生の50年を捧げてきた党が、国家権力に対抗する党として豊かに発展していくことを望んで本を出版したのです。

8 被告は党の発展のための新しい提起をするのは指導部だけの権利だと捉えている

そういう私に対して、被告がこのような名誉毀損で応える背景にあるのは、やはり「結社の自由」に関する独特の考え方です。先ほど述べたように、党指導部の権利、党指導部が党員を統制する権利という視点だけで捉えており、党員の個人としての権利を尊重する思想が欠落しているのです。党の発展のために新しい理論的な提起をすること、党の改革のための提案を行うことは、党指導部だけに許された行為であり、一般の党員がそういう言動に及べば党員の資格がなくなる場合があると考えているのです。党員が「個人として尊重される」ことを抜きにして、結社である政党が、国民の理解を得て発展することはできません。実際、私に対する名誉毀損を連日「赤旗」で読まされた党員は、党指導部のために党員の権利がないがしろにされる党の姿を見せられて、どんどん活力を失っていきました。大きな後退を喫した今回の総選挙後、共産党指導部が出した選挙総括を見ると、党員が対話し支持を獲得した有権者の数は、「近年の選挙と比べても半分程度」だったと述べられています。

そういう現実を前にしてもなお、被告がこの裁判で、結社の自由は党指導部の権利だ、党員の権利ではないと主張しつづけることが、この党をどんなに弱めていくことになるか。党に戻ることを求めている私は、心から心配しています。指導部ならば深刻に受け止めてほしいと思います。

9 党大会でのパワハラを第三者ではなく加害者だと指摘された党首が自分で否定した

なお、前回期日の意見陳述で、共産党内で横行するハラスメントについて、私の裁判で被害者の証言ができるようにしてほしいとお願いしました。これまで述べたような被告の「結社の自由」観を目にすると、余計にそのことが大事だと考えます。

私の再審査が議題となった今年1月の党大会で、神奈川県の大議員が発言し、

「問題は（本の）出版より除名」だとして、除名に異論を述べました。それに対して最終日に、指導部が大会での議論をまとめて方針として決定するための「結語」が、その後に委員長となる田村智子氏によって行われました。

全国に中継され公開されたこの結語において、この代議員に対して数分間にわたって批判が行われ、「発言者の姿勢に根本的な問題がある」とか、「あまりにも党员としての主体性を欠き、誠実さを欠く発言」とか、「節度を欠いた乱暴な発言」など、理論ではなく人格を問題にする発言が浴びせかけられました。代議員が反論を許されることはありませんでした。

この代議員は党大会後、田村氏の結語はパワハラであるとして党中央に意見書を出し、第三者委員会での検証を求めました。ところが、今回の総選挙中にメディアが行った田村委員長へのインタビューによると、これは党内問題であって党内で解決したとされました。第三者委員会の設置はされませんでした。パワハラを行った当事者であるとして告発された田村氏が、みずからパワハラではないと決定し、第三者委員会での検証も拒否したのです。

10 「党の内部問題に裁判所は口出しするな」では被害者を含む個人の権利は救われない

こんな対応がまかり通っているのも、現在の共産党においては、結社の自由とは指導部だけの権利だと考えられているからです。規約で「党の内部問題は、党内で解決する」と書いているから、党员はどんな問題も党の外には出せないし、第三者委員会に検討を委ねるなどもってのほかという対応になっているのです。

もし、私の裁判で被告の主張が認められ、党の内部問題には司法の審査権は及ばないという結果になったら、被害者を救う手段はどこにもないこととなります。結社の自由は「個人の尊重」のためのものでなく、指導部の言動を尊重するものへと変質してしまいます。

日本国憲法で「結社の自由」を捉えるためにも、裁判所には公正な判断をしていただきたいと思います。共産党内のパワハラに関する証言も、是非、この法廷で実現できるようにしてください。そのことをお願いして意見陳述を終わります。